

其角晩年の生活について

石川, 八朗

<https://doi.org/10.15017/12266>

出版情報 : 語文研究. 19, pp.35-46, 1965-02-28. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

其角晩年の生活について

石川 八朗

「焦尾琴」は、その序によれば、元禄十一年十二月の大火に焼いてしまった、貞享二年春以来の日記、句稿の中から思い出すままに書きつけ、あるいは知人の家に残る草稿を集めて成したものであった。門人午叔の記す後序によれば、其角は焼失した句稿を惜んで次のように言つたと記している。(原漢文。片仮名は原送り仮名)

噫此ノ囊モ亦タ烏有ト為ル、塩米衣巾ト曰ふト雖とも、我レ微官ニ處るトキハ則ち餓えず寒えず、茶酒之具モ亦惜むニ足ラザ幾我カ平生乃工夫ヲ消折スルコトヲ惜ム

「我レ微官ニ處る」とは、其角の伝を綴る場合、避けられない問題を提出する発言であらう。

鈴木勝忠氏は、この点に着目され、「或は醫師として、抱へられていたのではないかと疑い、伊豫松山藩主松平定直と特別の関係があったように見られるとして、「五元集」の句の前書から、松平定直に關係あるものをあげられた。^{註1}

ところで、写して伝えられる其角の梅津半右衛門宛書簡に、其角が松平隠岐守と特殊な關係にあつたことを思わせる一節がある。右の説を補強する資料となり得るかと思うが、この書簡、原簡でなく、写して伝えられており、また内容が、義士討入を報じたものであるため、別に義士討入を報じた、明らかに偽簡と思われるものがあるだけに、真簡として認めるためには、一応の検討を経なければならぬ。

この書簡が最も早く紹介されたのは、井上重厚の「あざかり」によつてではないかと思う。他に安藤和風氏がその著「俳諧新研究」に収め、また、「赤穂義士志料」には、「凹筆記義士実載」よりの引用としてかかげている。いづれも、もとより真簡としてあげることが、必ずしも考証を伴つたものではない。

其角に秋田佐竹家の家老梅津半右衛門宛ての、赤穂義士討入の事を報じた書簡の存したことは、蕪村が「新花摘」に記して明らかであるが、早くその存在が知られ、内容がセンセーショナルなために、偽簡が造られやすかつたということもいえそうである。しかし、この書簡の内容は子細に見ると、必ずしも後世の者の手にな

るものともいいがたいふしがあり、また、蕪村の寓目した書簡は句入りであったのに対し、この書簡には句が入っていない。志田義秀博士も、「新花摘」の註では、蕪村のいう書簡とは別物であるとされるが、この書簡の真偽については、言及されていない。^{註4}

しかし、私は、これを真簡と考えていいのではないかと考える。その点に関する考察は、註記の形で後述する。^{註4}

さて、問題の部分は、その冒頭の部分であるが、

一拙者十五日隠岐守殿へ乍病中納之礼罷出、四ツ時より晝迄相詰申候

納めの礼にまかり出たというのは、単に親しく出入したというだけのこともかもしれないが、なによりも、其角が、「相詰申候」という書き方をしているのは、やはり、松平隠岐守家が、彼にとつて主家であったからではないかと考えられる。

鈴木氏もあげられた「五元集」よりの例句のうち

わが三嘯公、侍従になりて、宝永二年三月廿七日に京使に、たち給ふを祝して

藤浪や廿七人草履とり

があるが、その「わが三嘯公」（三嘯は定直の併名）というの、やはりわが主人という意なのだと思われる。

其角が、松平定直に仕えて、微禄を得ていたということは認められるのではないかと思う。

では、其角と松山藩の人々との関係は、いつごろから始まったか。次の章で述べることが認められるならば、松平定直に初めて伺候したのは、元禄九年頃のようにある。しかし、それ以前に同藩の人々

と親しかったのであつて、貞享四年刊「続虚栗」には、同藩の常府の医官青地彫棠の名が見える。また、「いつを音」（元禄三年刊）には、松山藩の家老久松蘭山の名も見え、それ以後の其角の編著には、この二人の名が見えないことはないほどで、その交渉の深さを思わせる。この交渉が、其角の仕官の契機となつたものであろうか。しかし、どのような名目での仕官であつたかは明らかでない。

二

其角の自選句集「五元集」の最初の句は、詞書を伴つた次のようなものである。

四十の賀し給へる家にて

御秘蔵に墨を搦せて梅見哉

なお、同趣の詞書を持った、この句を発句とした其角・里東・潘川・残香・野徑一座の歌仙が、「焦尾琴」に収められている。

この「四十の賀し給へる家」については、「五元集」の牛門書入りに註。

愛宕下四代前の隠岐との朶山檀那玄宗にをき殿をして其身は李白御秘蔵を貴妃にしたる也

とあつて、松平隠岐守を擬しているが、淡々の「其角十七回」（享保八年刊）には、

……飛々書侍る中にも一とせ其角松山太守の御もとへめされける時……

また、同じ淡々の追悼集「帰稻」（宝曆十一年刊か）には
松府君へ始て召されて

の前書が見える註とされ、この説に根拠を提供するようである。

この「其角十七回」によられた今泉準一氏は、この「松山太守」を、久松隱岐守定直三彌公とし、この人が万治三年生れであるところから、元禄十三年満四十才になるとされた。註

しかし、氏も述べられたように、一つの不審がある。それは、「焦尾琴」所収の歌仙の連衆である。即ち、里東・潘川・野径は近江膳所、残香は美濃の人である。なぜ伊豫松山の太守の祝筵の句が、これらの人々によって歌仙一卷となったのか。

また、松平隱岐守家での吟だとしても、爾山や周東(彫棠)らが一座していないのはどうしたわけか。ということである。

即ち、里東・潘川・野径ら近江膳所の人々が江戸で一座するような場を考えるとすれば、膳所本多家が先ず考えられよう。

そこで今、膳所本多家の家中に、該当者即ちこの元禄十年前後に四十才を迎えた人を尋ねると、本多隱岐守康慶の弟にあたる、伊豫守忠恒が考えられて来る。忠恒は、明暦三年生れ、元禄九年四十才になったことになる。その江戸の屋敷は、武鑑等によれば、南八丁堀で、兄康慶と同じ所にあつたもののようである。註

ところで、「五元集」によれば、其角は、「本多下総守」に侍することが、しばしばあつたようである。註

本多下総守は、隱岐守康慶の子。正徳四年に家督を継いでいるので、其角生前はまだ部屋住みの身であつて、康慶の八丁堀の屋敷に住んでいたようなので、其角が出入したのも、この屋敷であろうと思われる。

もつとも、右にいう其角と本多下総守の關係を示す句は、「類相

文集」「五元集」に見えるもので、元禄九年頃にも両者の關係を認めさせる直接の証とはなしたがたいかもしれない。しかし、間接的にはなるが、問題の歌仙に一座した里東らとの關係はかなり早くから考えられるのである。

一座の連衆のうち、例えば、里東は、「俳諧大辞典」などによつても、姓氏、身分は詳らかにしない。俳書に現れる所を追つてみると、しばしば江戸に出ているようであつて、その芭蕉宛書簡を紹介された折の、尾形仇氏のお考えのとおり、膳所藩士であつたかと思われる。註

このような人々との交渉から、あるいは部屋住みの身であつた康命の許に出入することもあつたかと思われ、同じ屋敷内にあつたと思われる忠恒の祝宴に侍ることもあり得ないことではなかつたはずである。

其角は「焦尾琴」にせよ、「五元集」にせよ、四十の賀を迎えた人の宴に侍してとしていて、その人の名を記していない。松平定直がその人であつたのであれば、その名を何らかの形で書いたことと思われるのに、ここでは、それが無い。疑問とすれば、できるところであり、この点では、あまり親しく交渉のない人、例えば、本多忠恒などが考えられてくるようである。

しかし、このことを認めようとするれば、先にあげた談々關係の撰集に見える「御秘藏に」の句の詞書の示す事実と矛盾する。この矛盾をどのように考えるか。

以上を整理すれば、

(1)「其角十七回」「帰稻」によれば、発句「御秘藏に」は、松平隱

岐守定直にはじめて召された折のものである。

(2)「五元集」の詞書に四十の賀を迎えた人の宴に待した折のものとするのは、必ずしも(1)の場合を指すとは考えなくともよい。「焦尾琴」に収める歌仙にも同じ意味の詞書を持ち、しかも、その連衆は、直接には松平定直に關係のない人々であつて、この点から、四十の賀を迎えた人を別に考えることができる。それはやはり本多家の人を考えるべきで、伊豫守忠恒が考えられる。

即ち、其角は、同じ句を二様に使つたということが考えられるので、どちらがさきかわからないが、いづれにせよ、同じ頃のものであろう。もし(2)の事実が認められるとすれば、それは、元禄九年のことであり、其角が松平定直に初めて伺候したのも、この前後と考えることができるようである。

ただし、右のように考えるについて、疑問の余地が全くないわけではない。松平定直が詞書に見える「其角十七回」「帰稲」は、いづれも淡々關係書である。従つて、あるいは淡々らの思い違ひといふこともあり得ないことではない。「其角十七回」には「飛々書侍る中にも一とせ其角松山太守の御もとへめされける時」と見えて、淡々は、其角の自筆を目にした事は明らかであるが、右の書きぶりでは、其角の筆のままではないようであり、そこに淡々の錯誤が入つてくる余地がある。例えば、問題の松平家と本多家の当主は、どちらも隠岐守なので、詞書のこの文字から混同するという場合も十分に考えられる。人からの伝聞ならばなおさらである。

「帰稲」の詞書は、「松府君へ始めて召されて」と其角自身の手になるような書きぶりであるが、この書は刊行年時が遅く、句形を、下

五「梅の月」と誤つており、疑問の点を残している。^{註12}

このように、「御秘藏」の句と松平隠岐守定直との關係を示す資料は、いくらかの疑問を伴なつてゐる。若しどちらも疑わしいとすれば、右に考察した松平定直關係はすべて意味を失うもので、「御秘藏」の句は、本多家との關係のみが残ることになる。

三

其角は、「焦尾琴」の後記によれば、仕官によつて微禄を得るので、火災などに逢つても、生活の面で困ることはないといふような感想をもちたやうであるが、これは、この期の其角の生活の経済的な面での支えとして安定したものがあつたといふことではあつても、必ずしも、それが唯一のものであつたといふことではないと思われる。といふのは、「焦尾琴」や「五元集」によれば、その収める句々の詞書に現れるところでは、むしろ、松平隠岐守關係のものは少く、他の大名や旗本の方が多いほどで、これらの人々との交渉も無視できないのである。即ち、さきの本多隠岐、下総守、安藤對馬守(冠里)、仙石因幡守(玉美)、梅津半右衛門(其平)、あるいは、俳名を、露江・行露と名乗る人々などの方が、量的にはよほど多く見え、これら家々に入出入することが、経済的にプラスしなかつたはずはない。また其角の周囲には、富裕な町人も多かつたやうで、「延命冠者・千々之丞」を撰んだ一十竹、「涼石」の中西七郎兵衛(大町)、それに、紀国屋文左衛門の千山などが門人として居たのである。

そして、むしろ其角の撰集に現れたかぎりでは、例えば冠里や其

平の方が、俳諧の面では親密な交渉を保っていたように思われる。松平定直も、後には三嘯の号を持つ人であり、「随斎諧話」所収の其角書簡には、「松山のせがみ、遠近の連衆交遊かさなり候而二日挾の宿酔御察可被下候」とあつて、その俳席の相手をしたこともあろうが、俳諧にどれほど熱心であつたか。

例えば、さきに述べたように本多下総守や伊豫守忠恒などの場合のごとく、現在のところ俳諧を趣味としたかどうかわからない人々の遊宴に侍したこともしばしばであるようであり、單純に俳諧のみが、其角とこれら大名たちを結んでいたと考えなくてもいいのではないか。

さきの書簡にも見えるように、其角が大名家などに伺候する場合の多くは遊宴の場であつたと思われる。もつとも俳諧そのものが、大名家などでは遊宴の際に行われたものであろうけれども。

「随斎諧話」に収める其角の書簡がある。「秋田の家士何某其角か書状を秘藏し持る人あり、例の快潤なる文体ことにおもしろくおほえて右に挙ぐ」とその由緒が記されている。宛先は紫紅であつて、梅津其平に従つて秋田に下つていたこの人に宛てた書簡を秋田の藩士が所持していても、不審はないであらう。

文中、浅野内匠頭三年忌の記事があり、「去冬震中」と見える地震が、元禄十六年のものと思われるので、その翌宝永元年、日付は三月十日、登場する俳人も、ほとんどすべて「焦尾琴」などに見えて、収める歌仙に、紫紅と一座して、知りあつた人々であつた。また、記した発句もすべて、其角作として知られるものばかりである。註16

その他のかなり長文の書簡の大部分を占めるものは、江戸で起つた雑事を報じたもので、その事件の真偽は、明らかにすることはできないが、はなはだ具体的な内容である。

問題になるのは、この様々な市井の事件の報告であるが、一例を示すと 註16

一、めうが屋大夫内藏聖堂の大儒三七と申浪人ニ桔槔屋久兵衛奥にてさしころされ申候。儒者は卒にて死罪。大夫心中の事世始り□これはじめての事にて候。三月廿四日の夜六時、四十余の女房を犬八疋にて喰い殺し申候。清六など立合、傘にてふせぎ候得ども、傘をぐどつてしてやり候。四月十日、あげ屋町より江戸町へ曲り候川岸にて、三春と申らしゃう門宿なし男に心中半ごろしにて、是も成敗にて候。

あるいは、また、

一、糺町長門馬場のかど、堀小四郎殿御寄合なり。此屋敷化物出て、隣へも折々参り候

大坊主 目一ツ

右、客にても有ら之、賑やかなればなほ出候よし。天徳寺門前日雇取吉兵衛妻、廿七にて三月十四日に一腹三男子を産申候。名を三番叟と付申候。公儀より御扶持被下候御書、寺社方へ出申候。これらは要するに、巷談というか、市井の奇談、珍談であるが其角はなぜこのような巷談を書簡に書きつけたのであろうか。

其角自身このような咄が好きであつたということもあろう。智海宛書簡(元禄四年と思われる)として伝えられるものにも、

紅葉山の鳥ども徳にあかで公方様御成の節、御下に尿しかけ申

候、此咎によりて鳥三千余羽八丈島へ流され申候、皆羽を切つてながされ候、清少納言の大島の例もおかし。

と記しており、また、「雑談集」にも、俳諧に関する件にかぎられてゐるが、正末堂鳥跡、白炭の忠知に關する語は、巷談的要素の強いもので、「雑談」を好む彼の性格の一面を示していると考えられる。

其角が、その草庵に西鶴を訪ねた時のことは、「西鶴名残の友」巻四の「乞食も橋のわたり初」に描かれているが、「年月の咄しり山」に「俳諧の事ともいひ出さぬ」「しゃれた」はなしに、一日語り暮したのであつた。其角は、「句兄弟」に西鶴の辞世をあげて「折折にふれては顔なつかし」と述懐しているが、西鶴と其角を結びつけたものが、俳諧よりも、咄であつたといふのは興味深いことと思われる。

しかし、いかに其角が咄し好きでも、書簡に、しかもいくつも並べて書くといふのは、何か別の意味、必ずしも其角の個人的な好みだけのものではないことを考えさせるであらう。

書簡は紫紅宛であつた。紫紅は、其角の代りに其筆に従つてその俳諧の相手として秋田へ下つていた人である。ここに其角と紫紅とに共通の、上級武士の遊興の相手、御伽の用をなす役割が考えられてくる。書簡に報じられた咄は、彼らのそのようなあり方を暗示する、つまり御伽の話の種ではなかつたらうか。

安藤信友（冠里）の邸で、座敷で愛玩していた小兔が、硯の中へとびはねて、汚れてしまい、冠里の不興を買つた時、すかさず「硯にあふれ、墨にそむことかものゝ性、天然、筆にむまれつきた

る也」と放言した其角^{註19}、また、「金柑あつて銀柑なきはいかに」との冠里の問いに、「金玉あつて銀玉なきがごとし」と答えた其角^{註20}、これらによつて、人を恐れぬ其角の昂然たる態度をいう人もあるが、その座における其角の役割が、そのようなものであつたことも考えるべきであらう。其角のこのような言動を容認し、歓迎するよな場であり、両者の關係であつたのである。

露江公溜池の高閣にはじめて涼を

挽とき当座とおほせありければ

夏山に我は簾とる女かな 其角（皮籠摺、五元集）

「我は簾とる女」とは、自分をかの清少納言に比したものであるが、その御伽の者的な発想を見るべきであらう。

当時の小咄本には、「菓の斂手はなし、俳諧などをし、秀口軽口の咄の伽になり、大名衆を勤めありきし」江戸は下谷辺に住む笛斎という医者が登場する。^{註21}「笛斎」は竹斎のもじりであらうが、俳諧や秀口軽口によつて、大名衆を勤めるといふ生活は、そのまま其角のあり方の一面を思わせるものがある。

このような生活者が、江戸の地で生れたといふことは、それだけの意味を持つものであらうが、それはなお、諸方面からの追求検討を俟つべき問題であらう。ここでは、その生活の様相の一端をうかがうに留める。

四

右に説くところが認められるとすれば、其角は、元禄九年頃に松平隠岐守定直をはじめて逢い、おそらく程なく同家の禄を食むにい

たつたかと思われる。どのような名目により禄を得ていたかは判然しないし、従つて禄を得る名目との關係の有無はわからないが、俳諧師として多くの大名の宴席に侍し、巷の話題や秀句轍口によつて座を和やかにするような位置に居ることが考えられるようである。

其角の俳諧活動は、その撰集からうかがうと、貞享から元禄初にかけてのはなはなしい活躍ぶりは、元禄十年刊「末若葉」に始まる元禄後半の彼の編著にはうかがわれず、その「末若葉」の下巻に附した其角の序によれば「年々此道に勞して物我の集をあめる事、予も人に恥かしといへとも、うらみ悔ある門人、淡薄のいきとほりをやせんせよといふに各か心を推て若葉合の独吟十歌仙のちにうらわかば十巻かりもよほして、先師の二十哥仙の跡を追と、よりく聞えたる発句とも何となくつゝりて」成したものであるが、そうした先の集を次ぐにしては、行間にはなはだ消極的な其角の態度を讀みとらざるを得ないのである。この消極性は、去來の「贈晋氏其角書」の扱ひにもうかがわれ、その処置は俳風の刷新を望む去來の意図とは、はるかに遠いものであつたようである。

また、其角の、この時期の活動には、嵐雪門、沾徳門その他の他門からの接近があつて、多く交流しており、其角の門人たちは、それとしてのまとまりを見せていないように思われ、其角のこの期の俳諧生活は、積極的に自派の育成をはかるでもなく、又自身新しく文学的達成を目指すでもないというような消極性の中で行われたのだと思われる。その背景の一つとして右に述べた大名などを相手にして安定した生活が考えられるのではなからうか。

註

(1) 鈴木勝忠氏「其角」(創元社芭蕉講座第三卷)

(2) 「あさかり」所収の書簡は、後に併誌「ひむろ」(七卷三号)の「併書架」と題する文章の中に紹介されている。安藤和風氏の紹介は、真崎水月氏所蔵の写しを転写されたもので、「俳諧新研究」の「疑わしき其角の手紙」に収められている。

(3) 大磯義雄・清水孝之氏編「新註新華摘」P 77頁註

(4) 「あさかり」によつて、本文を示す。ただし、これはもと四枚の紙に書かれていたものらしく、その二枚目と三枚目を入れ違えて繋いでいるようで、この順序を正してかかげる。なお、誤脱かと思われる部分は、他の二つの資料によつて補ひ、異同は、後に註記する。

一、拙者十五日ニ隱岐守殿へ乍病中納之禮罷出四ツ時より晝迄相詰申候処に淺野家之首尾御奉書參候而家中落着承届申候暮かたより仙石右近殿へ參是又伯耆守殿甥故深更迄右近殿ニ罷在御預之首尾とくと承罷届候通。

一、極月十四日夜八ツ半本庄廻⁴向院後吉良殿屋敷へ押寄候而遂鬱憤〔候〕翌五ツ時に本庄両国橋を渡り築地〔通〕より芝大佛泉岳寺に立越内匠殿御墓所江打取候吉良殿首を手向法事相つとめ申候右連判一味四拾七人家老大石内蔵之助大將也四拾七人内二人討死四十五人泉岳寺法事相修候〔墓所にて切腹可致處を任持達而押へ一先〕御公儀江御届申上候へと理をせめ候故右之内心得有之候兩人朝五ツ半に仙石伯耆守殿へ參候而書置一通連判一通血にそみ申候

を指出し大小を相渡申候

富森助右衛門
吉田忠左衛門

伯耆守殿高名之腰〔の〕物私ニはからひかたしと被申候而大小を
請取不被申候ゆへ而腰は帶之罷在候是ハ伯耆守殿兩人をかこひ申
さるゝ心底也門外に家来をかためさせ上杉家より打手など可遣事
もや〔の〕事〔二〕承候扱伯耆守殿御附番話老中御若年寄へ一々
廻られ候而被得上意四十五人四手に御預ニ罷成候

十九人 細川越中守殿
十人 松平隠岐守殿
十人 毛利甲斐守殿
六人 水野 監物殿

則十五日夜中泉岳寺より屋敷〔へ〕取被申候尤家々より物
頭騎馬美々敷四拾五人迎にて參候見物山のごとく着罷甚老若男女
感涙之余湯水酒肴を捧申候而道々馳走言語につくしかたたく候

一、大石内蔵存念晴候故もの語之通内蔵之助一子主税年十五今夜討
死可致存分〔二〕付俄ニ元服為致候主税一陣〔二〕かけ入門番之
待〔二〕手むかひ候首を打申候是先陣也上野殿鏑ニ而玉ニあけす
たゝに切れと被申候上野殿惣領左兵衛殿打もらし候へ共働被申
候躰翌十五日少し疵有之体十六日ニ死去長刀疵のよし此長刀は大
高源吾と聞え申候

一、富森はくさりかたひら〔の〕上に老母くれ候よしにて浅黄り
んすのかのこ金沙交候古き着物の上に黒〔き〕袷羽織くさり鉢巻
仕候伯耆守殿へ參候富森湯漬を願四はつたへ申候我等よく存申候

日頃ハ下戸にて大食の名取に候袖よりもち米奉書ニ包候を伯耆守
殿前にてこほし申候此方米ハ老母用心にくれ候よし夜討道すから
噏残し候事ニ候

一、吉田富森せなかりたけ壱尺二切黒くぬり金粉にて浅野内匠守
家来富森助右衛門三十七討死と書申候物を出し申候是ハ四拾五人
一札に名々の名年迄書付申候よし也吉良殿屋敷に此札一本落申候
打死のもの落し候御公儀へも落し候札は髓ニ御披露の御目付衆
より相聞へ申候此上御大法之条目相背候様ニ上達仕候へ共武士之
憤至極之段御穿議にて年内御惜ミ御仕置無御座候明年之觀式相濟
候而預り候家々より命乞可有御座事取沙汰御歴より承候

富森 誹名は春帆
大高源吾 子葉

竹平進歩と申候も門弟ニ而御座候是ハ赤穂より書通にて門人に加
り候故面は不存候兩人も此度連判四拾七人ノ内也此事ハ手柄とも
追而承候而委細可申上候大高ハ辞世の発句も御座候キ事またき申
候故あらまし申残候御役人方より此外の委細ハ御聞達と奉存候私
右近殿にて其夜承候あらまし隠岐守殿直々申付られ候而夜中引取
〔の〕趣如件隠州方ニ奥平次郎太夫應三と申候て傳八いことにて
候〔是も〕三田の屋敷ニ罷在十人の内大高を預り候その夜も併談
いたし酒たへ候へハ氣力委申候

一、上杉殿ハ御氣分乱かはしく御引籠御養生のよし故無御登城直江
山城義御老中へも被召上杉ノ家来共鎮り候様ニ被遣候又畠山下
総守〔殿〕御内證ニ而上杉殿へ家中騒動不仕様ニ上意御座候とは
二而江戸静謐〔二〕相聞江申候拙者とも歳旦を快仕候恐惶謹言

十二月廿日

宝井其角 花押

梅〔津〕半右衛門様

尚、右四十五人の者とも両国橋よりはま町通箱崎町へかゝり筑地通へひらきし事内蔵之助存念也内匠頭かと御屋敷表門にて上野殿首をあさぎの布に包候を取出し内匠頭との御戒名をとなへ回向いたし門前ニ而キツサキにつらぬきさし上候事儘にて候これは奥平徳太郎殿家来大久保作七見届申候

1〔夜〕、2〔ことごとく〕、3〔たつき〕、4〔回〕5〔へ〕
〔に〕か。6〔澄〕、7この部分は、「併諧新研究」による。
「赤穂義士史料」のものとは用字に少異あるのみなので、特に註しない。8〔へ〕、9「併諧新研究」では、「富森」「吉田」の上にそれぞれ「三十七」「五十」とある。10〔各の〕、11〔と〕、12〔御〕、13〔其後〕〔罷帰〕、14〔是〕、15〔の〕、16「富森湯漬を」以下「よく存申候」まで「併諧新研究」になし。17〔年立〕、18〔規〕、19〔にてはなく〕、20〔二〕、21〔者〕、22〔悉しく承候〕、23〔由〕
右のうち、〔へ〕は「併諧新研究」、〔へ〕は「赤穂義士史料」、〔へ〕は両書共通で、「あさかり」とは異なるものを示す。

細かくは、一一の事項について考証すべきであるが、今は重点的に一括して真偽に関連しそうな点について述べるにとどめる。
(1)事件について細かく報じられていて、もし後世の人の偽作とすれば、残された記録類によるほかない態のものであるが、内容が記録とほぼ合致し（少し異なる部分については後述）、しかも記録

以上に内容が具体的で、例えば、富森助右衛門について、その衣装や、仙石伯耆守邸で湯漬を四杯食べたこと、そして「日頃下戸にて大食の名取に候」など記しており、事柄の性質上傍証を得ることは難しいが、多くの傍証ある記事の中に見えるもので、偽簡とすればよほど達者な脚色家の手を経なければならぬと思われるものである。

記録と合致しない部分というのは、「元禄御預人記」（「赤穂義士史料」中巻所収）に対比して示すと、書簡には、総勢四十七人で二人討死とし、（「元禄御預人記」には「四十六人……四人手負不残引取」）、細川以下四家（預りの人数のうち、細川家十九人、水野家六人（「元禄御預人記」には、細川家十七人水野家九人））と誤っている。

また、上野介惣領左兵衛義周が、その夜少し長刀疵を受け、十六日死去としているが、「元禄御預人記」には「左兵衛ニも手疵為レ負」とあるのみで、死去したのではなく、後に、諏訪安芸守忠虎に預けられたようである（諏訪家御用状留帳・赤穂義士史料中巻）。また、その傷が大高源吾によるというのは、「米沢鹽井家覚書」（「赤穂義士史料」上巻）によれば、武林唯七の手になるものとされている。

このような誤りをどう考えるか。書簡の内容は其角が事件の翌日大目付仙石伯耆守甥の右近宅で聞きとめたものとされている。もし、記録類を参照してなされた偽簡ならば、このような数値を軽々しく誤るとは考えがたい。これはおそらく其角が聞いたままの誤聞が反映したものでなかろうか。登場人物は、ほとんど実在が確かめられる。尚々書きに見える大久保作七やその主人奥平徳

太郎については、その点確め難いが、これは資料があれば確められる人々であろう。

(2)次に「新華摘」に蕪村が記している書簡との関係はどうであろうか。蕪村の記述によればそれは、「起居寒暖を問ふことはもとより也、次におりからの発句二三章かいつけ、さてその次の段に曰こたび何月某の日は義士四十七士或家の館を夜討して亡君のうらみを報ひねんふこそ泉岳寺へ引とりたり、子葉春帆などことに比類なきはたらき有たり、かの両士は此日来我几邊になれて風流の壮士なればわけて意気感慨に堪はずなど書きつゞけた」ものであった。季節の挨拶、発句二三章は、さきの書簡にはない。たゞし、その部分だけ切れて、脱落したとも考えられぬことはない。

しかし、後半の「子葉春帆など」云々に該当する部分はない。春帆のことは比較的多く出、子葉についても少しは触れるが、むしろ春帆、子葉の名を並記し、竹平、進歩に触れたところで、「此事ハ手柄とも追而承候而委細可申上候大高ハ辞世の発句も御座候キ事またき申候故あらまし申残候」と述べているところを見れば、この書簡ではひとまず聞き得た事件について述べるのを主とし、「新華摘」のは二番目の書簡で、大高源吾や富森助右衛門などについて書いてやったものではないかと推察される。

「新華摘」に句入りであることが記されているのに、この書簡に句が入っていないことも、例の文隣宛の義士討入りを報じた偽簡が、「我雪と思へはかるし傘の上」という製作年代のかなり違う句を入れるという点で、偽簡としての特徴をよく示しているのに対して、この書簡が、「新華摘」の記事によって作られたような

ものでないことが考えられる。

(5)明治書院版「五元集」P 1

(6)「帰稻」は原本未見。寒川鼠骨・林若樹編「其角研究」P 14・「新選俳諧年表」P 113による。

(7)今泉準一氏「其角年譜草稿」14ウ

(8)「寛政重修諸家譜」第四輯・「大武鑑」巻一

(9)本多総州公にて

春の夜や草津の鞭のゆめばかり

本多下総守どの御侍宴

召ごとに馴し子方や花薄

本多総州公に侍座しける夜むら雨と

ひとしくかうほりの鳴たるを句せよ

と仰られしに

蝙蝠や柱を捻たる一しぐれ

(この句、「星会集」(宝永六年刊)には「本多隠州公の館にて」の前書がある。)

(10)「大武鑑」巻一

(11)尾形伯氏「蕉門俳人の手紙」(「俳句S 35・5」)

里東についてみると、元禄三年の「ひさご」には、その連衆として膳所にあり、翌四年春には、乙州が、近江からもたらした途中までの歌仙を江戸で満尾した折、一座しており、さらに、江戸の曲水亭での路通の俳諧連歌勸進始に、其角らとともに一座している。(俳諧勸進牒)そしてその九月、東下前の芭蕉を囲んだ膳所衆の座の中に、里東は、野徑らとともに居たようである、

〔稻の穂並歌仙。「菊の露」所収〕更に、翌元禄五年冬、元峰を迎えた芭蕉一座歌仙「水鳥よ」の巻に、里東のみ同座し、江戸に出たことが知られる。又、元禄七年刊の素牛撰「藤の美」に

東武へ行人に

有明や出立に居る男泣き

里東

の句が見え、又、同書には、歌仙「寒き日の」の巻が収められているが、曲翠、素牛、文章、里東、正秀、野径らが一座している。これを元禄六年秋のこととすれば、この年の秋から冬にかけては、里東も野径も膳所に居たようである。翌七年には、尾形氏の紹介された芭蕉宛書簡（八月一日付）があり、その発信地は江戸であると考えられているので、この頃江戸に出ていたことが知られる。このようにほとんど隔年ごとに江戸へ出ていたようである。この後の動きはしばらく詳かにしないが、其角との関係は、元禄十五年刊の「白馬」にもうかがわれ、同書には、其角と潘川・里東・臥高が一座した半歌仙があり、当時のものと思われる其角の素英宛書簡（「俳人真蹟全集」第四巻）に、「これは膳所家中の集にて中々取所なく候へ共飛脚任催促候」とあって、其角の謙遜した口ぶりからすると、「白馬」をめぐって其角の助力があったものであらうと思われる。

(12) 註(6) 参照。

(13) 寒川鼠骨・林若樹編「其角研究」P 40

(14) さぎにあげた「御秘蔵に」の句の場合がすでにそうであったし、「類柑文集」「五元集」所載の、いわゆる「そのがねの鶏合」は、その序に「今茲弥生之初、公一筵漱芳之餘、取三題於此」

延^キ三彼^ヲ置^ル子^ニ雜^シ以^テ三從^輩二而飯^ス鼓^三俳^翁」^ヲとあって、冠里公の上巳の宴における戯れの作であった。その他、花見、月見の宴に待することも多かつたようである。含秀亭（安藤冠里）、玉美公の山莊、行露公の別邸におけるそれは、「蕉尾琴」「五元集」にうかがわれるところである。

同日付の三月十日は、書簡中に、三月廿四日や四月十日の事件が記されていて、誤りであるか、または、何らかの事情が考えられるか、いづれにせよ、この日付の齟齬のみでは、書簡の真偽の判断を左右するには至らないと思う。

文中に見える俳人も、其筆は、紫紅の主人として当然であるし、その他の人々も、虎吟（答）、檀泉は、「ふけかたを」の巻、秋航、堤亭は、「筏士の」の巻に、紫紅と一座しているという工合である。

収める句も、

此雨に花見ぬ人や家の豆

に、「王維が山水の畫譜に、丈山尺樹寸馬豆人と遠山を詠じ、目のなき人形の勢を申候」とするのは、「五元集」のこの句に、「王維山水寸馬豆人」と自注頭書し、次の、

正月晦日の吟

山吹も柳の糸のはらみかな

二月晦日の吟

春雨のひしきものには枯つし
は、「類柑文集」上「北の窓」に
正月つこもり雨ふる

山吹も柳の糸の孕ミ哉

二月つこもり雨ふる

春雨やひしき物にハ枯つゝし

に照応する。

ただし、この「山吹」の句は、「五元集」では、「三月正當三十日」という詞書をしている。これは、賈島の「三月晦日贈劉評事一詩」の冒頭の一句で、其角は、ここでは三月晦日の句としているようであるが、これは、あるいは、後に改めたものか。

(16) 俳書大系「近世俳話句集」P 202

(17) 手紙雑誌社編「俳諧書簡集」P 59

(18) 大磯・清水氏共編「新華摘」P 76

なお、其雪と紫紅との関係は、紫紅撰「籠前裁」(正徳二年刊)にも見えているようである。(原本未見。安藤和風氏「紫紅に付」(書画珍本雑誌二ノ六))その其雪の序に、「予若かりし時、晋子拳白嵐雪等と隈田川の船中に始めて此人(紫紅)筆者註)に逢へりし夕は趨向を争ひ、朝はテニヲハを定むる友とはなりぬ」と記している、拳白は元禄九年に没しているので(俳諧大辞典)、それ以前からの交渉が考えられる。

(19) 「類柑文集」白兔公

(20) 「俳家奇人談」(俳諧叢書第六編「俳人逸話紀行集」所収)P 349

(21) 「初音草壺大鑑」(帝國文庫「校訂落語全集」所収)P 635、口の広き秀口詰。

(なお引用資料中異体及び旧字体の漢字を通用のものに改めた箇所がある。)

同(角)

同

(二三頁よりつづく)

御宮飭付八月御祭礼之通

大渡殿仕構左右ニ畳引詰ル

執筆

初日

権大宮司

賢秀 頼全 周厚 忠屋

大渡殿出席左之通

大宮司 大司馬 大侍 大御所 大行 大宮司 大御所 大御所 大御所 大御所

(神殿)

(見台)

(机) 執筆

大宮司 大御所 大御所 大御所 大御所 大御所 大御所 大御所 大御所 大御所

去ル十ヶ年前未之年 御祭礼之節ハ番僧出方不致候へ共 一番は 執筆為致候ニ付出方候へとも 此節より二番三番も始而大渡殿エ 相詰候事 神前飭付是迄ハ取除いたし候へとも此節よりは取除不 致其儘ニ而献供之事